

褒章条例の一部を改正する政令案
(昭和30政令7)

内閣法制局

国立公文書館	
分類	内閣法制局
	平成19年度
排架番号	4A
	32
	172

172

2-7

褒賞条例の一部を改正する政令案（昭和
30政令7）

裏
面
白
紙

2

儀章條例の一部を改正する政令案

閣議上申 一月十七日

閣議 一月十八日

署名 總理、各府大臣

公布 一月二十二日

番号 第七号

法
制
局

旧文木

褒章條例中改正政令案

褒章條例（明治十四年太政官布告第六十三号）の一部を次のように改正する。

第一條第一項中「衆民ノ模範タルヘキ者」の下に「又ハ職務ニ精勵シ事績著明ナル者」を加へ、「發明改良著述」を「發明改良著述ヲナシ若シクハ文學美術音樂演劇等文化ノ發展ニ寄與シ事績著明ナル者又ハ」に、「四種」を「六種」に改める。

第一條第三項の次に左の二項を加え第三項及び第四項を二項繰り下げ第五項中「學術技藝上ノ發明改良著述」を削る。

黄綬褒章

右職務ニ精勵シ事績著明ナル者ニ賜フモノトス

紫綬褒章

右學術技藝上ノ發明改良著述ヲナシ若シクハ文學美術音樂演劇等文化ノ發展ニ寄與シ事績著明ナル者ニ賜フモノトス
第六條、第八條及び第九條を削る。

「褒章ノ圖」以下を次のように改める。

褒章ノ製式及佩用式

章	鈕	飾版	綬	第三條ノ飾版
金銀、四柱及寄花 徑三、八センチメートル 中央ノ圓及鋏形金 其他銀	銀、日蔭蔓	銀 授與年月日ヲ刻ス	幅三、五センチメートル 織地紅色、綠色、黃色、紫色、藍色 又ハ紺色	金又ハ銀 銀飾版ニハ授與年月日ヲ、金飾版ニハ櫻ノ花枝ノ圖ヲ刻ス

褒章ハ綬ヲ以テ左胸ニ佩用スルモノトス

褒章ノ圖

(別紙の通り)

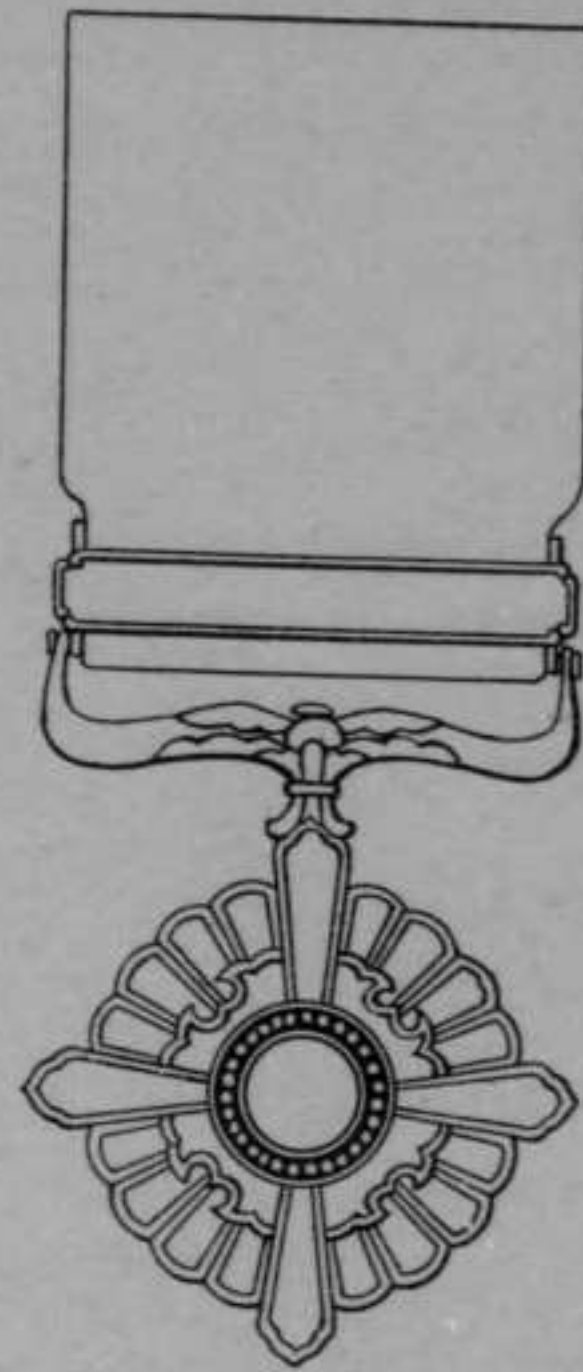
附則

この政令は、公布の日から施行する。

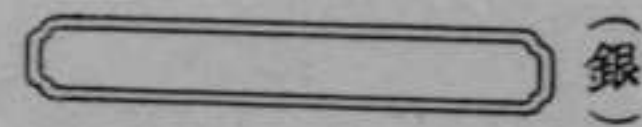
この政令の施行の際現に褒章を授与されている者は、この法律の施行後も、従前の褒章を佩用することができる。

前項に規定する者に対し第三条の規定により飾版を授与すべきときは、本人の申出により従前の褒章をこの政令による褒章と引き換えるものとする。

褒
章



飾
版



裏
面
白
紙

褒章條例中改正政令案

(5a)

褒章條例(明治十四年太政官布告第六十三号)の一部を次のように改正する。
る。

第一條(本文) 第一項中「實業」を「業務」に、「技術」を「芸術」に、「著述」を「創作」に關シ事績著明ナル者又ハ「に」、「四種」を「六種」に改め、
同條(緑綬褒章) 第一項中「又ハ實業ニ精勵シ衆民ノ模範タルベキ者」を削り、
左の二項を加え、第四項及第五項を二項繰下り、第六項中「學術技術上ノ發明改良著述」を削り、
黄綬褒章

右業務ニ精勵シ衆民ノ模範タルベキ者ニ賜フモノトス

紫綬褒章

右學術芸術上ノ發明改良創作ニ關シ事績著明ナル者ニ賜フモノトス

第六條(本文) 第八條及び第九條を削る。

褒章ノ圖 中「紅綠藍紺四色」を「紅綠黃紫藍紺六色」に改める。

佩用式 佩中但し書を削る。

附則

この政令は、公布の日から施行する。

理由

時勢の推移にかんがみ、褒章を授与するに事績を以て褒章の種類を整備する必要があるからである。

褒章授与数調（昭二九、一、三、一現在）

種別	章	銀飾版	金飾版	死七届出数
紅綬褒章	(内、外人、五七九)			三三
綠綬褒章	(内、外人、八九〇)	一五		三七三
藍綬褒章	(内、外人、一八八二)	一		三四〇
紺綬褒章	(内、外人、一〇、一七九)	二、二九一	九七	二二一
計	(内、外人、三、五三〇)	二、三〇七	九七	九六七

註 死七届は本邦人に限り然も殊に近年励行されていないので
受有者の死七実数は届出より遥に多いと考えられる。

褒章条例の一部を改正する政令案

褒章条例の一部を改正する政令

褒章条例（明治十四年太政官布告第六十三号）の一部を次のように改正する。

第一条本文中「実業」を「業務」に、「技芸」を「芸術」に、「著述、」を「創作ニ関シ事績著明ナル者又ハ」に、「四種」を「六種」に改め、同条繰設褒章の項中「又ハ実業ニ精励シ衆民ノ模範タルベキ者」を削り、同項の次に次のように加え、同条藍綬褒章の項中「學術技芸上ノ發明改良著述、」を削る。

黄綬褒章

右業務ニ精励シ衆民ノ模範タルベキ者ニ賜フモノトス

紫綬褒章

右學術技芸上ノ發明改良創作ニ関シ事績著明ナル者ニ賜フモノトス
第六条を削り、第七条を第六条とし、第八条及び第九条を削る。
褒章ノ図中「紅綵藍紺四色」を「紅綵黄紫藍紺六色」に改める。
佩用式の項中ただし書を削る。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣總理大臣
署名大臣

理由

時勢の推移にかんがみ、褒章を授与すべき事績に応じて褒章の種類を整備する必要があるからである。

褒章条例取扱手続

続(国令)中

政令(府令)中

市町村長

都道府県知事

所管大臣

内閣総理大臣

市町村長

都道府県知事

所管大臣

内閣総理大臣

市町村長

都道府県知事

所管大臣

内閣総理大臣

市町村長

都道府県知事

所管大臣

内閣総理大臣

市町村長

都道府県知事

所管大臣

内閣総理大臣

市町村長

都道府県知事

所管大臣

内閣総理大臣

市町村長

都道府県知事

所管大臣

内閣総理大臣

市町村長

都道府県知事

所管大臣

総理府令案

褒章条例施行規則

第一条 市町村長又は都道府県知事は、褒章条例の規定による表彰に値する者があると認めるときは、その事績を附して、当該事績を所管する大臣（以下「所管大臣」という。）を通じて、内閣総理大臣にこれを申し出ることとなる。

市町村長は、前項の申出をする場合には、都道府県知事を經由しなければならない。

第一項の規定は、所管大臣が、直接褒章条例の規定による表彰の申出をなすことを妨げない。

第二条 外國人に褒章を授与する申出については、所管大臣は外務大臣と連署して行わなければならない。

第三条 褒章条例による賞件の授与は、主管大臣に伝達して行う。但し在京者に対しては、総理府より直授することとを妨げない。

第四条 褒章条例の規定により表彰されるべき事績に準ずる事績のある者を表彰するため、これに賞杯又は褒状を授与する。その手続については、前三条の規定を準用する。

第五条 褒章条例の規定により表彰されるべき者が表彰の申出後行賞前に死亡し又は罰金以上の刑にかかわる罪を犯した者であることを知った時は、市町村長又は都道府県知事は、速かにその旨を所管大臣に申報し、所管大臣はこれを内閣総理大臣に通知しなければならない。

附則

この総理府令は、公布の日から施行する。

2 褒章条例取扱手続(明治三十七年閣令第一号)は、これを廃止する。

おきめうにやめし
100%の利用
リサイクルマーク
古紙配合率100%
再生紙を使用しています
FLAT FILE V
フ-V10P
4 901480 138763
MADE IN JAPAN

古紙配合率100%の再生紙を使用しています。